（参考）

# 国際復興開発銀行協定（新旧対照）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 国際復興開発銀行協定<br>前文から第二条まで　（略）<br>第三条　貸付及び保証に関する一般規定<br>第一項・第二項　（略）<br>第三項　削除<br>（以下略） | 国際復興開発銀行協定<br>前文から第二条まで　（略）<br>第三条　貸付及び保証に関する一般規定<br>第一項・第二項　（略）<br>第三項　銀行の保証及び貸付の限度<br>銀行がする保証、貸付参加及び直接の貸付の現在高総額は、その増額によつて総額が銀行のき損されていない応募済資本、準備金及び剰余金の合計の百パーセントをこえることとなるときは、いかなる時でも増額してはならない。<br>（以下略） |